

第 7 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 2 月 7 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡	田	英	夫	2 番	染	谷	織	恵
3 番	平	川		徹	4 番	深	山	敬	子
5 番	坂	卷	洋	行	6 番	豊	田	佐	智子
7 番	伊	藤		透	8 番	大	宮	茂	男
9 番	成	嶋	君	美	1 0 番	染	谷		茂
1 1 番	橋	本	英	介	1 2 番	谷	田	貝	和 代
1 3 番	村	越		等	1 4 番	山	崎	明	久
1 5 番	日	暮		悟	1 6 番	遠	藤	秀	生

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺	島	和	彦	1 8 番	関	根	勝	敏
1 9 番	林		敏	夫	2 0 番	清	水	良	晃
2 1 番	鹿	倉	健	次	2 2 番	友	野	博	之
2 3 番	木	村	美	智子	2 4 番	富	澤	智	彦
2 5 番	坂	卷	儀	治	2 6 番	砂	川	晴	彦
2 7 番	中	村		衛	2 8 番	嶋	田		等
2 9 番	江	口		武	3 0 番	鈴	木	幸	夫
3 1 番	大	塚	信	幸					

1 5 名中 1 5 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

欠席者 なし

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3 号 公売買受適格証明書の交付について【農地法第 3 条要件】

議案第 4 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（その 1 ～その 3）

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その 1 ～その 3）

7 報告事項

（１）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（２）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（午後 2 時 0 0 分開議）

議長 ただいまより第 7 回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員は農業委員 16 名中 16 名、推進委員 15 名中 15 名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程１，議事録署名委員を選任したいと思います，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

日暮悟委員，遠藤秀生委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程２，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、山崎委員長よろしくお願いいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は、去る２月３日，２月４日，令和６年度第１１回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条５件，第５条６件，公売買受適格証明１件，許可を要しない土地の証明願１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和６年１０月に開催された第３回総会の議案第１号から第３号までの計９件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件は，ありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

1 番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では、1 番についてご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が隣地と一体として耕作したいため、また譲渡人は高齢ゆえ農業規模の縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1 番を承認いたします。

1 番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では、2 番についてご報告します。

調査会資料は、8 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が本社からの通作距離が近い
ため、また譲渡人は高齢ゆえ農業経営の縮小のため、所有権の移転
を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画
です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準
に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、
許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する
ように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、15 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が本社からの通作距離が近い
ため、また譲渡人は高齢ゆえ農業経営の縮小のため、所有権の移転
を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準
に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、
許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する
ように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4 番についてご報告します。

調査会資料は、25 ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が経営規模の拡大のため、また譲渡人は高齢ゆえ経営規模の縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4 番を承認いたします。

議案第1号の2番から4番について採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では、1番及び2番についてご報告します。

調査会資料は、30ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は柏市内で●●を営んでおり、当該地は水はけが悪く、田として耕作ができる状況ではなく、所有者から土壌改良の依頼があり、農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、盛土による農地造成後、●●を栽培します。現状地盤より平均盛土高2.63mのかさ上げを行います。工事中は進入路に鉄板を敷き通路としますが、工事完了後は撤去します。また、境界くいを復元します。埋立て方法は単純埋立てにより1m覆土します。

被害防除対策として、雨水は高さ0.3mの築堤を設け自然浸透とします。申請地は盛土して30度未満の法面を施工します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮し工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番及び 2 番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 この辺、ちょっとよく分からないんですけども、埋めても大丈夫なんですか。

山崎委員長 調査会の結果を踏まえると、大丈夫です。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番及び 2 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、37 ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、駐車場及び道路への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。申請地周辺は住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●で、申請地近くに●●を管理しています。●●の需要が高まっている中、ここ数年で契約者が増加し、園内の駐車スペースが不足しており、●●、●●、年末年始などは駐車場は常に満車状

態となっており，利用者から毎年，駐車場増設の要望がありました。隣地の農地所有者に相談したところ，了解を得られ，今回の申請に至ったものです。

道路部分についても，県道から管理事務所に至る市道が曲がっていることから，利便性や安全性を向上させる観点から，柏市道路担当課と相談し，できるだけ直線になるよう，駐車場増設と一緒に計画しました。道路完成後は，自己所有地と交換を行います。

計画内容は，駐車場として普通車●●台，小・中型バス●●台を増設します。駐車場部分は整地，砂利敷きとします。出入口は6 mとし，隅切りを行います。道路部分の工事については，柏市道路工事安全基準に基づいて行います。

被害防除対策として，雨水排水は自然浸透とします。外周は，新規ブロック壁3段積みを設置，県道側は擁壁を設置し，碎石，土砂の流出，飛散防止に努めます。工事中はパイプ等を利用し，シート，安全ロープ等で周辺土地，道路への土砂の流出，砂利の飛散を防止します。施工中はガードマンを設置し，交通等に注意します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

村越委員 これ●●の数ほどのくらいあるんでしょうか。

山崎委員長 おおよそ●●●ほどあるそうです。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番及び5番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4番及び5番についてご報告します。

調査会資料は、44ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を行っており、●●に本社営業所と車両置場、●●に営業所があります。●●営業所が物流センター閉鎖に伴い立ち退かなければならなくなり、代替地を探していたところ、当該申請地が車両の出入りが容易で交通の利便性もよいことから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場としてトラック●●台、従業員車両●●台を置きます。造成は整地、砂利敷きとします。出入口は15mとし、5cmのコンクリート舗装とします。

被害防除対策として、雨水排水は自然浸透とします。外周はコンクリートブロック2段にネットフェンスを設置し、碎石、土砂の流出、飛散防止に努めます。工事中はパイプ等を利用し、シート、安全ロープ等で周辺土地、道路への土砂の流出、砂利の飛散を防止します。施工中はガードマンを設置し、交通等に注意します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について

て審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番及び5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番及び5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では、6番についてご報告します。

調査会資料は、51ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、店舗への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆の一部●●㎡です。申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●において●●を営んでいます。当初は個人事業主でしたが、2017年に法人化し、代表取締役となりました。柏市出身であるため、毎年1月から4月まで、●●、●●、●●に越冬の拠点として●●し●●を置いています。そこで、当該申請地の一部を農地転用し、●●の販売拠点として活用したいため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、●●の販売店舗で、協力者として●●と●●にある●●が営業のサポートを行います。販売が軌道に乗れば、●●を使った●●を販売するなど地域市民の集まる場所として土地を有効活用したい考えです。

被害防除対策として、排水は浸透ますと浸透管で行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 ●●が協力者ということですが、●●の事業内容は分かりますか。

遠藤委員 ●●の●●さんと●●さんは、私と関わりあるかたです。●●を●●や●●で売っています。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番を承認いたします。次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、58ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場及び駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営んでいます。●●の土地を資材置場及び駐車場用地として賃借して使用していますが、既存施設が狭く作業の際危険なことがあるため、隣接地を新たに資材置場として使用したく、広さも十分なため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、既存施設から資材としてアングルなどの各種鋼材、車両としてトレーラー●●台を移動させて設置します。また、自家用及び期間工用の乗用車駐車スペース●●台分を設けます。道路側に8mの出入口を設置し、厚さ10cmのコンクリート敷きを施工します。外周道路側及び東側の隣接地との境に1.5mの新設丸木トラロープを設置します。敷地は、0.3mの砂利敷きで整地します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。工事中は誘導員を配置し安全に配慮して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。
次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は、65ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、貸車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●m²です。申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を営む会社の役員です。会社で使用している既存施設を返還することとなり、新たに車両置場が必要となったため、自身の所有地である●●、●●の土地と申請地を新たに車両置場として一体利用したく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、既存施設から散水車、4tダンプ、杭打機、ユンボなどを移動させます。出入口は、●●の道路側に幅8mの出入口とし、申請地まで鉄板を敷いて進入路とします。申請地内は鉄板敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。既設ブロック4段、道路以外の境には0.2mの築堤を新設し、既設フェンス、既設ブロック、道路以外の境には1.5mの丸木トラロープを新設し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、8 番を承認いたします。

議案第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 3 号「公売買受適格証明書の交付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、72 ページからになります。

本件は、●●の農業経営の法人が、農地取得目的で東京国税局が行う公売に参加するため、公売買受適格証明書願を申請したものです。

なお、この農地は、令和 6 年 8 月 7 日付け総会の議案第 5 号で承認

されましたが、入札時に記載不備のため入札に至りませんでした。しかし、他に入札者がおらず入札不調となり、再度の公募に対し、公売に参加するため申請しようとするものです。

買受けしようとする農地は、●●の田●●筆、●●㎡です。

営農計画書では●●を耕作する予定となっています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 地目は田ということですがけれども、植えるのが●●、今の状態、その現地はどういう状態なんでしょうか。

山崎委員長 ちょっと手を加えないとできない状態です。

成嶋委員 それで、この人、どこから来るんですったけ。

山崎委員長 ●●です。

それで、その前に隣を公売でもう2か所持っています。

成嶋委員 ああ、もう持っているわけね。

じゃ、持っているということは、そのところはちゃんと耕作できているんですか。

事務局 まだ耕作できる状態ではないです。ただし、調査会資料の76ページの営農計画にあるように、「前回同様現状占有者との交渉が済み次第農地復旧が可能と考えています」ということでこの計画を出していただいているところです。現状占有者との交渉が済み次第進めていくということを確認しております。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 どうもありがとうございました。
それでは、審議に入ります。
1番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。
調査会資料は、78ページからになります。
本件は、●●在住の各申請人が昭和62年に相続により取得しましたが、昭和56年から宅地及び公衆用道路として利用されていた農地を地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。
該当農地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成16年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

議案第5号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第5号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第6番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 議案第5号その2につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第5号その2の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。
利用権設定の案件です。

計画番号第7番から第9番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

以上となります。

議長 ありがとうございます。
議案の説明がございました。
その2について何か質問はございませんか。
はい、どうぞ。

成嶋委員 何を作付けするんでしょうか。

農政課 今、作付けはされていないので、ちょっとそこまでは調べ切れていないです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。
議案第5号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第5号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

こちらにも利用権設定の案件です。

計画番号第10番から第12番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続いて、計画番号第13番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に継続して貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、その3を承認いたしま

す。

議案第 5 号その 3 を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その 1 からその 3 を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

議案第 6 号その 1 につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を村越職務代理者と代わります。

それでは、退席をいたします。

村越職務代理者、よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

村越職務代理者 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 6 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第１番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

村越職務代理者　ご苦労さまでした。

(「なし」の声あり)

(举手)

(●●が着席)

議長 それでは、議案第6号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●に所在する農地所有適格法人で、●●●の田●●●筆、合計面積●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上となります。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第6号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●委員の除斥を解除いたします。

(●●●委員が着席)

議長 それでは議案第6号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第3番から第6番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第7番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上になります。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その3を承認いたします。

議案第6号その3を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとして賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長 ありがとうございました。

いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

議長 今後の予定を申し上げます。

3月3日月曜日，3月4日火曜日が調査会で，3月3日は午前9時から，3月4日は午後1時からです。場所は，両日ともに分室3の1階，第2会議室で行う予定です。

担当は，農地第4調査会です。

3月7日金曜日午後2時からが総会で，場所は分室3の2階，第4会議室で行う予定です。

これをもちまして，第7回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後3時10分閉会）